

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

交通安全情報

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：33-2134

令和8年1月発行

※静岡県警察から情報提供を受けております。

令和8年度から

自転車の**交通反則通告制度**が開始！！

交通反則通告制度とは・・・

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度。

青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

信号無視

6,000円

点減信号を無視した場合
5,000円

一時不停止

5,000円

右側通行

6,000円

**携帯電話使用等
(保持)**

12,000円

**遮断踏切
立入り**

7,000円

**制動装置
(ブレーキ)不良**

5,000円

※これらの違反は一例になります。

※静岡県警ホームページ抜粋

さらに、信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙されたとき又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。